

# 成年後見制度利用促進基本計画工程表 とKPI(成果指標)の設定について

- 成年後見利用促進基本計画においては、成年後見制度の利用を着実に促進するために、「国・地方公共団体・関係団体等は、別紙の工程表を踏まえ、相互に連携しつつ、各施策の段階的・計画的な推進に取り組むべきである」としている。
- また、同計画においては、「基本計画の中間年度である平成31年度においては、各施策の進捗状況を踏まえ、個別の課題の整理・検討を行う」とされており、各施策の進捗状況を把握する必要がある。
- その際、各施策の一層の実現に向けて、その目指すべき水準について定量的な数値を用いることなどにより施策の進捗状況を客観的に把握・評価することが必要であるため、KPI (Key Performance Indicator)を設定する。
- そして、KPI達成のためのより具体的な施策等を検討・実施することにより、これまでの施策の改善やさらなる推進につなげる。

# 成年後見制度利用促進基本計画の工程表

		29年度	30年度	31年度※	32年度	33年度
I	制度の周知	パンフレット、ポスターなどによる制度周知				
II	市町村計画の策定	国の計画の周知、市町村計画の策定働きかけ、策定状況のフォローアップ				
III	利用者がメリットを実感できる制度の運用 ・適切な後見人等の選任のための検討の促進 ・診断書の在り方等の検討 ・高齢者と障害者の特性に応じた意思決定支援の在り方についての指針の策定等の検討、成果の共有等	適切な後見人等の選任のための検討の促進	新たな運用等の開始、運用状況のフォローアップ			
		診断書の在り方等の検討				
		意思決定支援の在り方についての指針の策定等の検討、成果の共有等				
IV	地域連携ネットワークづくり ・市町村による中核機関の設置 ・地域連携ネットワークの整備に向けた取組の推進	中核機関の設置・運営、地域連携ネットワークの整備				
		相談体制・地域連携ネットワーク構築支援 (各地域の取組例の収集・紹介、試行的な取組への支援等)	相談体制の強化、地域連携ネットワークの更なる構築			
V	不正防止の徹底と利用しやすさの調和 ・金融機関における預貯金等管理に係る自主的な取組のための検討の促進等 ・取組の検討状況等を踏まえたより効率的な不正防止の在り方の検討	金融機関における自主的な取組のための検討の促進	取組の検討状況・地域連携ネットワークにおける不正防止効果を踏まえたより効率的な不正防止の在り方の検討			
		専門職団体等による自主的な取組の促進				
VI	成年被後見人等の医療・介護等に係る意思決定が困難な人への支援等の検討	医療・介護等の現場において関係者が対応を行う際に参考となる考え方の整理			参考となる考え方の周知、活用状況を踏まえた改善	
VII	成年被後見人等の権利制限の措置の見直し	成年被後見人等の権利制限の措置について法制上の措置等 目途：平成31年5月まで				

施策の進捗状況については、随時、国において把握・評価し、必要な対応を検討する。

※基本計画の中間年度である平成31年度においては、各施策の進捗状況を踏まえ、個別の課題の整理・検討を行う。

## 成年後見制度利用促進基本計画を踏まえたKPIと今後の具体的施策（案）

工程表における記載		KPI（2021年度末の目標）（案）	KPI達成に向けて考えられる今後の具体的施策等（検討事項）
I 制度の周知	パンフレット、ポスターなどによる制度周知	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中核機関（権利擁護センター等を含む）においてパンフレット等による成年後見制度や相談窓口の周知を行っている市区町村数 全1741市区町村（平成30年10月時点 470市区町村）</li> <li>（参考値）</li> <li>・成年後見制度利用者数（保佐・補助・任意後見割合を含む）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成31年度予算（案）に計上した「成年後見制度利用促進体制整備推進事業」等の活用（厚生労働省）</li> </ul>
II 市町村計画の策定	国の計画の周知、市町村計画の策定働きかけ、策定状況のフォローアップ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村計画を策定した市区町村数 全1741市区町村数（平成30年10月時点 60市区町村）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成31年度予算（案）に計上した「成年後見制度利用促進体制整備推進事業」の活用（厚生労働省）</li> <li>・市町村計画策定の手引きの提示（厚生労働省）</li> </ul>
III 利用者がメリットを実感できる制度の運用	適切な後見人等の選任のための検討の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中核機関（権利擁護センター等を含む）において後見人候補者を推薦する取組を行っている市区町村数 800市区町村（平成30年10月時点 210市区町村）</li> <li>・中核機関（権利擁護センター等を含む）において後見人支援の取組（専門職の雇い上げ等により相談や手続支援を実施）を行っている市区町村数 200市区町村（平成30年10月時点 59市区町村）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成31年度予算（案）に計上した「成年後見制度利用促進体制整備推進事業」の活用（厚生労働省）</li> <li>[参考]</li> <li>・裁判所は、自治体や専門職等との間で、後見人等選任の在り方について継続して意見交換を行い、適切な運用の確保に努める。</li> </ul>
	診断書の在り方等の検討	<ul style="list-style-type: none"> <li>[参考]</li> <li>（最高裁において実施済み）</li> <li>・診断書の書式の改定</li> <li>・福祉担当者が本人の生活状況等に関する情報を記載し、診断書を作成する医師に提供するための「本人情報シート」を新たに作成</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>[参考]</li> <li>・裁判所は、平成31年4月から、改定した診断書書式及び本人情報シートによる運用を開始し、適切な運用の確保に努める。</li> </ul>
	高齢者と障害者の特性に応じた意思決定支援の在り方についての指針の策定等の検討、成果の共有等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・後見人等による意思決定支援の在り方についての指針の策定</li> <li>・後見人等向けの意思決定支援研修が実施される都道府県の数 全47都道府県</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・親族後見人を含む後見人等が本人の意思や身上に配慮した適切な後見事務を行うことができるようにすることを目指し、後見人等による意思決定支援の在り方について、専門職団体等と連携し、共通認識の形成に向けて、本人の視点を踏まえて協議する場を設ける。（厚生労働省，最高裁）</li> </ul>

工程表における記載		KPI（2021年度末の目標）（案）	KPI達成に向けて考えられる今後の具体的施策等（検討事項）
IV 地域連携ネットワークづくり	市町村による中核機関の設置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中核機関（権利擁護センター等を含む）を整備した市区町村数 全1741市区町村（平成30年10月時点 492市区町村）</li> <li>・協議会等の合議体を設置した市区町村数 全1741市区町村</li> <li>・国研修を受講した中核機関職員や市区町村職員等の数 3500人</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成31年度予算（案）計上の「成年後見制度利用促進体制整備推進事業」の活用（厚生労働省）</li> <li>・国による中核機関職員や市町村職員等に対する研修の実施（厚生労働省）</li> </ul>
	地域連携ネットワークの整備に向けた取組の推進		
V 不正防止の徹底と利用しやすさの調和	金融機関における自主的取組のための検討の促進等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・後見制度支援預金・後見制度支援信託を導入又は導入を予定する金融機関の状況等（検討）。</li> </ul> <p>（参考値）後見制度支援預金・後見制度支援信託を導入又は導入を予定する金融機関の割合（平成30年12月末時点） 銀行：約31.3%、信金・信組・労金：約61.7%、農漁協等：約43.9%</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・成年後見における預貯金管理に関する勉強会報告書の周知・活用、後見制度支援預金等に関する金融機関の取組状況の把握・周知等（金融庁）</li> <li>・各金融機関における自主的な取組を踏まえ、成年後見における預貯金管理に関する勉強会のフォローアップを実施予定（法務省、金融庁、最高裁）</li> <li>・取組の検討状況等を踏まえたより効率的な不正防止の在り方の検討（法務省、金融庁、最高裁）</li> </ul>
	取組の検討状況等を踏まえたより効率的な不正防止の検討		
VI 成年被後見人等の医療・介護等に係る意思決定が困難な人への支援等の検討	医療・介護等の現場の関係者の参考となる考え方の整理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療に係る意思決定が困難な人への円滑な医療・介護等の提供</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ガイドラインの発出（厚生労働省）</li> <li>・自治体向けの全国会議等での周知（厚生労働省）</li> </ul>
VII 成年被後見人等の権利制限の措置の見直し	成年被後見人等の権利制限の措置について法制上の措置等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・成年後見等の権利制限に係る法制上の措置の見直し 188法律</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法案が成立した場合、関係省庁において、改正法の円滑な施行及び法律に基づかない欠格条項（政省令等）の見直し等（内閣府）</li> <li>・会社法、一般社団・財団法人法における欠格条項の見直しに向けた検討（法務省）</li> </ul>